**和歌山県食の総合ポータルサイト「おいしく食べて和歌山モール」出店･出品要領**

本要領は、和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課（以下、「県食品流通課」）が運営する「おいしく食べて和歌山モール」（以下、「モール」）への出店･出品に際し、必要な要件を定めたものである。

１　出店資格

　　以下のすべての要件を満たす事業者。

　（１）和歌山県（以下「県」という。）に在住する事業者又は主たる事務所を県内に置く事業者。

　（２）県内で生産、製造業を営む事業者又は県内で生産、製造された商品（以下「県産品」という。）

の販売を行う事業者。

　（３）インターネット上で販売できる商品を取り扱う事業者。

　（４）商品等の購入者に対し、責任を持った対応が迅速かつ的確にできる事業者。

　（５）県食品流通課へEC事業における売上等のデータを提供することのできる事業者。

　（６）和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者(第10条において「暴力団関係者等」という。)に該当しない事業者。

　（７）国税及び都道府県税の滞納がない事業者。

２　取扱商品

　　モールにおいて販売できる商品は、県産品のうち食品等（食品衛生法第4条１号、2号に該当するもの）に限るほか、県食品流通課が特に適当と認めたものとする。

　　なお、法令等に違反する商品又は抵触するおそれのある商品並びに公序良俗に反する商品は取り扱わないものとする。

３　出店・出品申込

　（１）出店及び出品を希望する事業者は、別記様式第１号(事業者情報)、別記様式第２号(商品情報)により県食品流通課あて申込を行うこと。また、商品の追加がある場合は別記様式第２号により申し込みを行うこと。

（２）事業者情報や商品情報の登録事項に変更が生じた場合は、速やかに変更がわかる資料とともに県食品流通課へ届け出ること。掲載商品の販売中止や製造終了となった場合は速やかに県食品流通課へ届け出ること。

４　出店及び取扱商品の審査

　　県食品流通課は、１及び２に定める要件について審査を行い、事業者に結果を通知する。審査において、不十分と判断した場合、再度必要書類等の提出を求めることができる。

５　出店辞退

　　出店の辞退を希望する事業者は、２週前までに県食品流通課にその旨を届け出ること。

６　禁止事項

　　出店事業者は以下の行為を行ってはならない。

　（１）法令の定めに違反する行為又はそのおそれのある行為

　（２）公序良俗に反する行為

　（３）法律に違反又は抵触する恐れがある広告に関する行為

　（４）消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為

　（５）その他県食品流通課が別途禁止行為として定める行為

７　出店停止等

　　県食品流通課は、出店事業者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、モールへの出店の停止その他の必要な措置を取ることができる。この場合、事業者は速やかに県食品流通課の指示に従い、改善措置をとらなくてはならない。

　（１）６に定める禁止行為を行ったとき

　（２）提出された書類に、虚偽等があったとき

　（３）県食品流通課から連絡がとれなくなったとき

　（４）販売方法、取扱商品、その他業務運営について行政当局による注意または勧告を受けたとき

　（５）その他県食品流通課が消費者保護の観点などから停止等の措置が必要と判断したとき

８　出店解除

　　県食品流通課は、事由のいかんを問わず、１か月前までに書面で相手方に通知することによりモール出店の解除を行うことができる。その場合、県食品流通課は出店事業者に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他出店事業者に生じた損害について一切責任を負わない。

９　免責

　　顧客との間で発生したトラブル及びクレームは、出店事業者の責任と負担で処理するものとする。

　（１）県食品流通課は、出店事業者が出店に関して被った損害について、賠償する責を負わない。

　（２）県食品流通課が顧客その他の第三者に損害賠償の支払を余儀なくされた場合には、出店事業者はその全額を県食品流通課に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用等その他の諸経費を県食品流通課に支払う。

１０　仕様・要領の変更

　（１）県食品流通課は、必要と認めたときに、出店事業者へ予告なくモールの仕様若しくは本要領の内容を変更することができる。

　（２）本要領の変更については、変更を通知した後において、出店を継続した場合には、出店事業者は新しい要領を承認したものとみなし、変更後の要領を適用する。

　　附　則

この要領は、令和３年６月２９日から施行する。

（別記様式第１号）

**おいしく食べて和歌山モール出店申込書**

令和　　年　　月　　日

和歌山県食品流通課長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 〒 |
| フリガナ |  |
| 会社名（または屋号） |  |
| 代表者の役職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |

　　　　　　　　申請者

「おいしく食べて和歌山モール」への出店を申し込みます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| フ　　リ　　ガ　　ナ  モールにおける店舗名 |  | | | |
| 主要な取扱予定商材 |  | | | |
| 業態 | （　）生産（農林水畜産業）　（　）製造　（　）企画･販売 | | | |
| 運営担当者 | 部署 |  | | |
| 氏名 |  | | |
| TEL |  | FAX |  |
| E-mail |  | | |
| 自社ホームページ | （　）あり（http://　　　　　　　　　　　　　　　　）  （　）なし | | | |
| ヤマト運輸 特別料金  利用申込み | （　）申し込む  （　）申し込まない | | | |

【添付書類】

（法人の場合）

登記簿謄本又は登記事項証明書の写し等、主たる事業所の所在地が確認できるのもの

（個人事業主の場合）

住民票又は前年の確定申告書写し等、所在地確認のできるもの

※必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

（別記様式第２号）

**おいしく食べて和歌山モール出品（新規・追加）申込書**

令和　　年　　月　　日

和歌山県食品流通課長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 〒 |
| 会社名（または屋号） |  |
| 代表者の役職・氏名 |  |
| メールアドレス |  |
| ご担当者名 |  |
| 電話番号 |  |

　　　　　　　　　申請者

「おいしく食べて和歌山モール」への出品（新規・追加）を申し込みます。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 商品名 | 商品規格 | | 価 格  (参考価格) | 販売ECサイト  (ヤフー、楽天、アマゾン、自社サイト等) | プレミア  和歌山  認定商品 |
|  | ※規格  まとめ |
| １ |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |
| １０ |  |  |  |  |  |  |

＊プレミア和歌山認定商品は○印を付してください。

＊商品数が多く足りない場合は、コピーしてご使用ください。

　＊ＨＰ掲載時に規格をまとめ、1ページで掲載する場合は、｢規格まとめ」欄にて番号を記載し整理ください。

　　※本申請をもとに、掲載希望商品の詳細を記入いただく様式を別途ご案内いたします。

　　　※申請いただく商品について、食品表示等を事前に管轄する保健所等にてご確認いただきます

ようお願いいたします。

【添付書類】

・各申請商品の全体のわかる写真

※必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

＜資料＞

　　(参考１)

